

議案第 8 2 号

芽室町乳幼児等医療費の助成に関する条例中一部改正の件

芽室町乳幼児等医療費の助成に関する条例を次のとおり一部改正しようとするものであります。

平成 3 1 年 3 月 4 日提出

芽室町長 手 島 旭

芽室町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

芽室町乳幼児等医療費の助成に関する条例（昭和48年条例第48号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

芽室町子ども医療費の助成に関する条例

本則中「乳幼児等」を「子ども」に改める。

第 6 条中ただし書を削る。

第 7 条第 4 項を第 5 項とし、第 3 項を第 4 項とし、第 2 項中「前項」を「第 1 項」に改め、同項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 町長は、前項に規定する支払いについての事務を北海道国民健康保険団体連合会その他これらに類する者に委託することができる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の芽室町子ども医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行日以後の医療に係る医療費の助成について適用し、施行日以前の医療費の助成については、なお従前の例による。

説 明

医療費助成の範囲を所得制限なく、中学生まで拡大するため、また、北海道医療給付事業で実施するレセプト併用化に伴い、本条例を改正しようとするものであります。

芽室町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p style="text-align: center;"><u>芽室町子ども医療費の助成に関する条例</u></p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>子ども医療費</u>の一部をその保護者に助成することにより、保護者の経済的負担を軽減するとともに、疾病の早期発見と早期治療を促進し、もって<u>子ども</u>の保健の向上と福祉の増進をはかることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「<u>子ども</u>」とは、15歳に達する日（誕生日の前日をいう。以下同じ。）以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。</p> <p>2 この条例において「<u>保護者</u>」とは、<u>子ども</u>の親権を行う者又は未成年後見人その他の者で現に<u>子ども</u>を監護する者をいう。</p> <p>3～7 一略一</p> <p>(受給資格者)</p> <p>第3条 この条例に定める受給の対象となる者（以下「<u>受給者</u>」という。）は、医療保険各法の規定による被保険者若しくは被扶養者であり、かつ、本町の区域内に住所を有する世帯に属す</p>	<p style="text-align: center;"><u>芽室町乳幼児等医療費の助成に関する条例</u></p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>乳幼児等医療費</u>の一部をその保護者に助成することにより、保護者の経済的負担を軽減するとともに、疾病の早期発見と早期治療を促進し、もって<u>乳幼児等</u>の保健の向上と福祉の増進をはかることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「<u>乳幼児等</u>」とは、15歳に達する日（誕生日の前日をいう。以下同じ。）以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。</p> <p>2 この条例において「<u>保護者</u>」とは、<u>乳幼児等</u>の親権を行う者又は未成年後見人その他の者で現に<u>乳幼児等</u>を監護する者をいう。</p> <p>3～7 一略一</p> <p>(受給資格者)</p> <p>第3条 この条例に定める受給の対象となる者（以下「<u>受給者</u>」という。）は、医療保険各法の規定による被保険者若しくは被扶養者であり、かつ、本町の区域内に住所を有する世帯に属する<u>乳幼</u></p>

改正案	現 行
<p>る<u>子ども</u>とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは除く。</p> <p>(1) <u>生活保護法</u>（昭和25年法律第144号）による保護を受けている<u>子ども</u></p> <p>(2) <u>児童福祉法</u>（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号に規定する措置により、小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託され、又は児童福祉施設に入所し、<u>医療の給付を受けている子ども</u></p> <p>(3) <u>特定滞納者</u>（<u>子どもの生計を主として維持する保護者に限る。</u>）に監護されている<u>子ども</u></p> <p>第4条～第5条 一略一</p> <p>（助成の範囲）</p> <p>第6条 町は、受給者に係る医療費から食事療養標準負担額及び附加給付の額を控除して得た額（以下「助成額」という。）を受給者の保護者に対して助成する。</p> <p>（助成の方法）</p> <p>第7条 一略一</p>	<p><u>児等</u>とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは除く。</p> <p>(1) <u>生活保護法</u>（昭和25年法律第144号）による保護を受けている<u>乳幼児等</u></p> <p>(2) <u>児童福祉法</u>（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号に規定する措置により、小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託され、又は児童福祉施設に入所し、<u>医療の給付を受けている乳幼児等</u></p> <p>(3) <u>特定滞納者</u>（<u>乳幼児等の生計を主として維持する保護者に限る。</u>）に監護されている<u>乳幼児等</u></p> <p>第4条～第5条 一略一</p> <p>（助成の範囲）</p> <p>第6条 町は、受給者に係る医療費から食事療養標準負担額及び附加給付の額を控除して得た額（以下「助成額」という。）を受給者の保護者に対して助成する。<u>ただし、市町村民税課税世帯にあって、6歳に達する日（誕生日の前日）後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者については、入院及び指定訪問看護に係る助成額に限り、受給者の保護者に対して助成する。</u></p> <p>（助成の方法）</p> <p>第7条 一略一</p>

改正案	現 行
<p><u>2 町長は、前項に規定する支払いについての事務を北海道国民健康保険団体連合会その他これらに類する者に委託することができる。</u></p> <p><u>3 町長は、特に必要であると認めるときは、第1項の規定にかかわらず、保護者に支払うことにより行うことができる。</u></p> <p><u>4 前項に規定する助成は、受給者の申請に基づいて行う。</u></p> <p><u>5 前項の申請は、対象者が医療機関において療養を受けた日の属する月の末日から起算して2年以内に行わなければならない。</u></p> <p>第8条～第13条 一略一</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p><u>1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>(適用区分)</u></p> <p><u>2 改正後の芽室町子ども医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行日以後の医療に係る医療費の助成について適用し、施行日以前の医療費の助成については、なお従前の例による。</u></p>	<p><u>2 町長は、特に必要であると認めるときは、前項の規定にかかわらず、保護者に支払うことにより行うことができる。</u></p> <p><u>3 前項に規定する助成は、受給者の申請に基づいて行う。</u></p> <p><u>4 前項の申請は、対象者が医療機関において療養を受けた日の属する月の末日から起算して2年以内に行わなければならない。</u></p> <p>第8条～第13条 一略一</p>